

多摩市経営改革推進計画

～「戦略プラン」の推進のために～

平成19年2月
多摩市

《 目 次 》

【はじめに】	1
【Ⅰ 計画の目的】	2
【Ⅱ 計画の位置づけ】	2
【Ⅲ 計画の期間】	2
【Ⅳ 計画の目標（成果指標）】	3
【Ⅴ 改革の基本原則】	3
【Ⅵ 計画の体系】	4
【Ⅶ 具体的な取り組み】	5
1. 新しい行政経営の推進	5
(1) 経営手法の改革	5
(2) 公共施設の再編と適切な維持管理	6
(3) 外郭団体の指導監理の徹底	6
(4) 歳入確保	7
2. 組織・業務の改善	8
(1) 組織改革と庁内権限委譲	8
(2) 業務の効率的な執行	9
(3) 市民サービスの向上	9
3. 意識改革・風土改革	10
(1) 人財育成	10
(2) 活力ある職場づくり	11
資 料	13
【成果指標の考え方について】	14
【用語解説】	19

本文中の＊印には、巻末に用語解説があります。

【はじめに】

【行財政運営の基本方針】

- (1) スリムで変化に強い行財政運営の確立
- (2) 「新たな支え合いの仕組み」による市民サービスの向上
- (3) 「小さくても優れた市役所」を目指した行政サービスの質の向上

〔第四次多摩市総合計画後期基本計画「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」より〕

平成18年3月に策定した「第4次多摩市総合計画後期基本計画 2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」(以下、「戦略プラン」といいます。)は、市民、NPO、企業、行政など多様な主体が一体となってまちづくりを進めていくための計画として、市民の視点から3つのまちづくりの優先分野を定めています。

このまちづくりの優先分野の達成のための取り組みには、行政が担っていくべきもの、今まで行政が担ってきたが、市民の主体的な実施に移行する(移行しつつある)もの、以前から市民が担ってきたものなど、多様な実施主体が考えられますが、今後、行政が実施主体として担っていくものに共通して求められるのは、「最少の経費で最大の効果をあげる」という意識とその実践であると言えます。

また、戦略プランでは、「まちづくりの優先分野」の取り組みを着実に推進するためには、多摩市行財政再構築プランで位置づけた改革の方向性を併せて一体的に進め、「多摩市自治基本条例」の理念及び行動原則に基づき、市民とともに多摩市を運営していく視点が必要との認識から、『①スリムで変化に強い行財政運営の確立』『②「新たな支え合いの仕組み」による地域サービスの向上』『③「小さくても優れた市役所」を目指した行政サービスの質の向上』を「行財政運営の基本方針」として位置づけています。

少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化の中で、戦略プランの方向性を価値基準として、選択と集中を行いながら、限られた税財源を必要な部分に重点配分していくためには、この「行財政運営の基本方針」に基づき、経営感覚をもって市民の皆さんから預かった貴重な税金、市民サービスのために整備した多種多様な公共施設、サービスの提供者としての職員という経営資源を有効に活かしていくことが重要です。

以上を踏まえ、単に経費を削減するというだけにとどまらない、時代の方向性を見据えた取り組みを推進するために、本計画を策定します。

【Ⅰ 計画の目的】

この計画は、まちづくりの優先分野の達成に必要な不可欠な行政の「内部改革」をより一層推進することを目的とします。

～これまでの行政改革への取り組み～

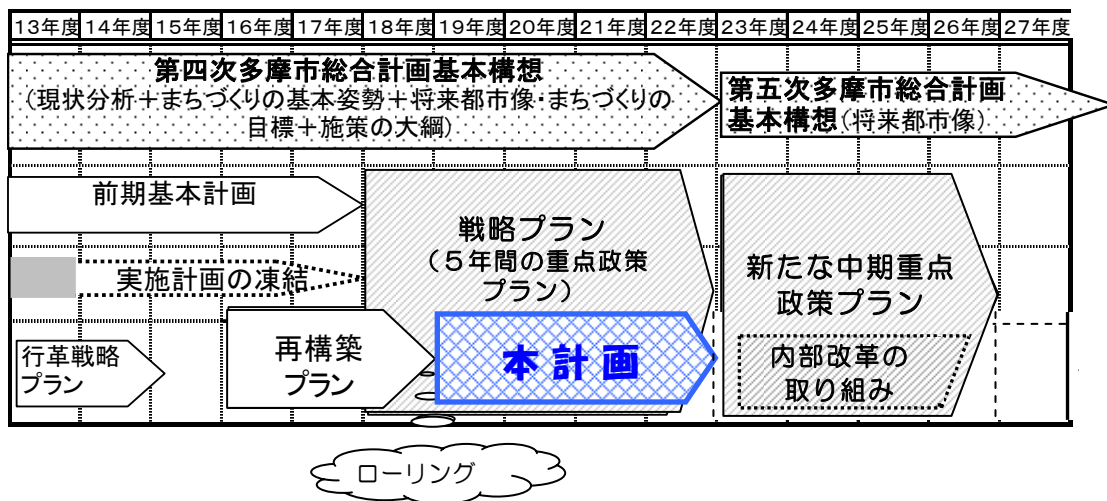
本市の行政改革は、昭和61年10月の「多摩市行政改革大綱」を皮切りに、五次にわたる取り組みを行なっています。行政改革とは、単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取り組みといえます。本市では、既に、最初の行政改革大綱から、市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で、行政と市民が協働し、まちづくりを進めてきました。

特に、第五次の取り組みにあたる「多摩市行財政再構築プラン」からは、「公共」領域が、主に行政が担うべき「公（＝官）」の領域から、行政のみならず、市民、NPO、事業者など、多様な主体が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担しながらともに担っていく領域へと再認識される中、「新しい公共」づくりへの模索がはじまりました。

- 第一次＝昭和61年10月 「多摩市行政改革大綱」
- 第二次＝平成 6年 1月 「行財政緊急対策」
- 第三次＝平成 8年 3月 「行財政改善計画」
- 第四次＝平成12年 3月 「TAMA・新行革戦略プラン21」
- 第五次＝平成16年 2月 「多摩市行財政再構築プラン」

【Ⅱ 計画の位置づけ】

「戦略プラン」に掲げる「行財政運営の基本方針」に基づき、行政内部の改革を推進するための計画。なお、内部改革ということから、『スリムで変化に強い行財政運営の確立』、『小さくても優れた市役所を目指した行政サービスの質の向上』に重点をおいたものとなります。



【Ⅲ 計画の期間】




本計画の計画期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とします。

【Ⅳ 計画の目標（成果指標）】

行財政運営の基本方針に対応する計画の目標として、以下の成果指標と目標値を定めます。

5つの成果指標については、「スリムで変化に強い行財政運営の確立」を目指すため、毎年度の健全な財政状況を測る指標として「経常収支比率」を、将来に負担を残さないための指標として「公債費負担比率」を定めます。また、「小さくても優れた市役所」を目指すため、全体の「職員総数」を指標とするとともに、少数精鋭の市役所を目指すため、他市との比較可能な「一般行政職・税務職1人あたりの人口」を指標とします。

「市政についての満足度」については、改革の結果、行政サービスの質の向上が図られるとの視点から、市のサービス総体の満足度を測る指標として定めます。

行財政運営の基本方針	指標名	現状値	目標値			
			19年度	20年度	21年度	22年度
スリムで変化に強い行財政運営の確立	経常収支比率*1	87.3% (H17年度決算)	各年度(決算) 90%以下			
	公債費負担比率*2	9.0% (H17年度決算)	各年度(決算) 10%以下			
「小さくても優れた市役所」を目指した行政サービスの質の向上	職員総数	889人 (H18年4月1日現在)	865人 (19年4月1日)	839人 (20年4月1日)	812人 (21年4月1日)	776人 (22年4月1日)
	一般行政職・税務職1人あたりの人口	199人 (H18年4月1日現在)	203人 (19年4月1日)	212人 (20年4月1日)	221人 (21年4月1日)	232人 (22年4月1日)
	市政についての満足度	48.7点 (第29回世論調査)				55点 (第33回世論調査)

※成果指標の考え方については、巻末資料を参照

【Ⅴ 改革の基本原則】

改革を進めるにあたっては、次の3つの原則を踏まえます。

『ゼロ・ベースの原則』

あらゆる行政活動において、いったん原点に立ち返り、必要性について再検証します。限られた経営資源を有効に活用するため、ゼロ・ベースから検討します。

『市民協働の原則』

施策の企画立案段階での市民参画はもとより、サービスの提供段階においても、市民の視点と力を生かしたサービス事業が活発に展開されるよう、市民協働を進めます。また、市民協働の前提としての情報の共有化を図ります。

『根拠本位の原則』

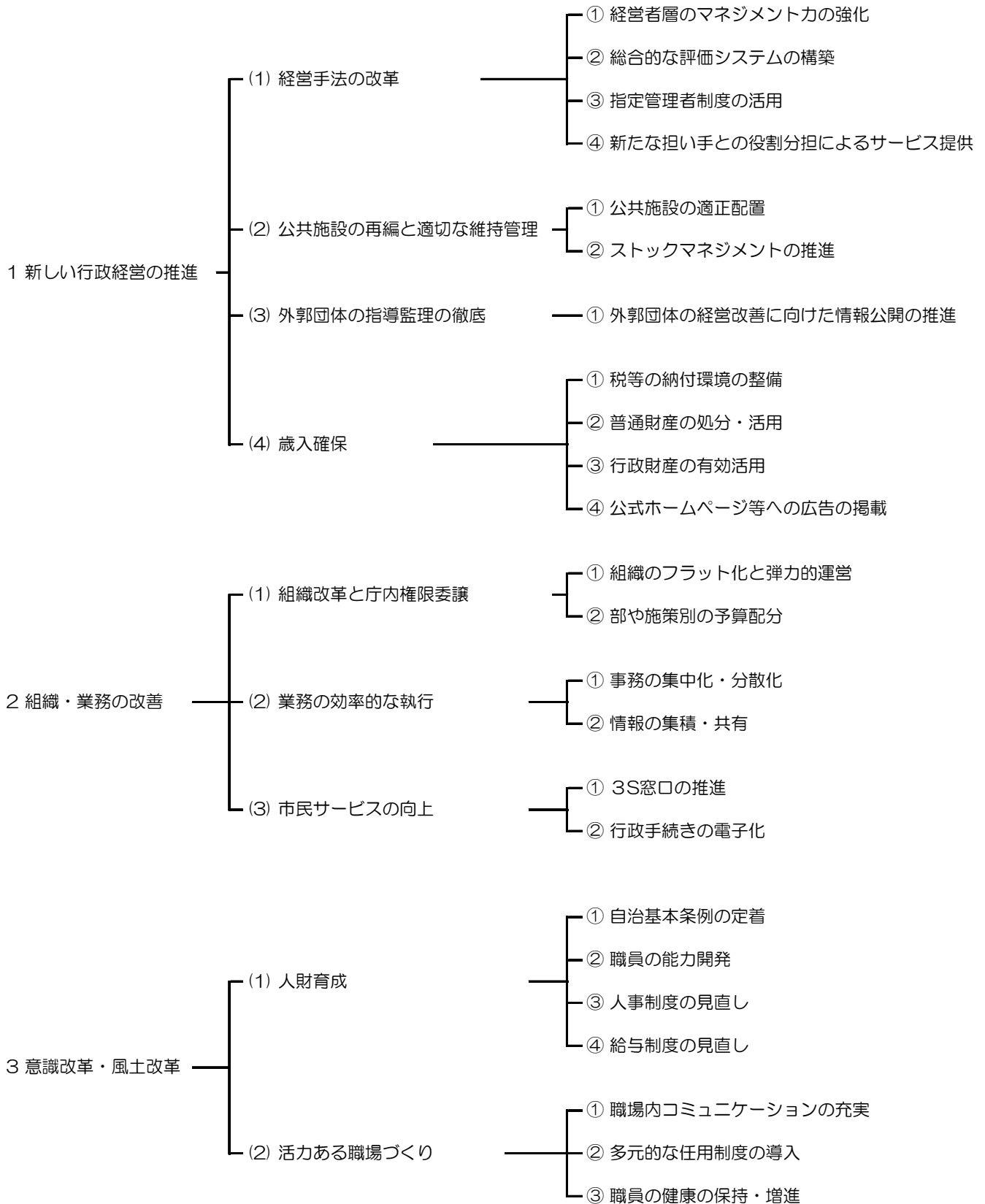
「その施策はどんな根拠や基準に基づいて行なうのか」「市が行なう必要があるか」「その実績と効果はどうか」「目標達成のために何を修正すべきか」といった、市の施策を実施、変更する根拠を明確にし、説明責任を果たします。

【VI 計画の体系】

【改革の柱】

【基本的方向】

【取組事項】



【Ⅶ 具体的な取り組み】

1. 新しい行政経営の推進

平成12年4月に地方分権一括法^{*3}が施行されて以降、三位一体の改革^{*4}など地方財政に多大な影響を与える制度改革が進められている中、各自治体においても、少子高齢化をはじめとした社会状況の変化に適切に対応し、自立したまちづくりを推進していくため、「経営」という概念が定着しつつあります。

そのような中、行政の守備範囲を踏まえた上で、「行政の持つ経営資源を効率的・効果的に活かすためには、何をすればよいか？」という観点から、現状や課題を踏まえながら、以下の取り組みを進めます。

(1) 経営手法の改革

現状・課題

- ・助役2人制の導入、庁議の再編などによりトップマネジメント強化に向けた体制は整備されました。今後はより機動的で自律的な運営が課題となっています。
- ・市民から自治権の信託を受けた自治体として、戦略プランの着実な推進を図るとともに、その進捗状況等を積極的に公表し、説明責任を果たしていく必要があります。
- ・平成19年度に大きな組織改正を予定していますが、新たな組織を運営していくにあたっては、実際に業務を行なう職員の更なる意識改革を進め、より一層横断的なマネジメントが求められています。
- ・各種の業務の委託化などに早くから取り組んできましたが、近年では他自治体においても、様々な業務の委託化も進んでいます。市が直接行なうべきもの、民に全てを委ねるもの、一緒に協働しながら行なうものの整理を行い、見直すものは見直し、事業の再編をする必要があります。
- ・指定管理者制度^{*5}の導入施設は、管理委託制度から移行した施設のみであり、他の施設については、引き続き導入の検討が必要です。
- ・様々な手法で協働を進めていますが、その定着化を図っていくためには、適性の高い事業・業務から重点的に取り組む仕組みが必要となっています。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	経営者層のマネジメント力の強化	理事者と部長級職員の横断的な意識の共有化を図り、経営者層のマネジメント力を強化するため、庁内分権を前提に、部経営目標・方針の明確化、業績評価との関連付けなどを推進します。また、経営者層と職員との活発なコミュニケーションを促進します。	企画課 人事課 市長室
②	総合的な評価システムの構築	戦略プランの着実な推進に向けて、事業カルテを活用しながら、個々の事務事業の効率的・効果的な運営を図ります。あわせて戦略プラン全体の進捗状況及びその評価結果を市民に分かりやすく公表することで、総合的な評価システムを構築します。	企画課 財政課
③	指定管理者制度の活用	指定管理者制度を導入していない施設について、市民サービスの向上等を考えながら、制度の導入の検討を行ないます。また、既に指定管理者制度を導入した施設についても、制度導入の効果等の検証を踏まえながら、今後の管理運営のあり方について検討します。	企画課 関係課
④	新たな担い手との役割分担によるサービス提供	多角的な見地から協働による事業実施を一層推進するため「(仮称)協働化テスト」の研究を行ないながら、アダプト制度 ^{*6} や市民協力員 ^{*7} 等の手法による事業・業務等の協働による実施を更に推進します。また、(仮称)第二小学童クラブの運営など、市民サービスの向上につながる業務について、積極的に業務委託の活用を推進します。	企画課 関係課

(2) 公共施設の再編と適切な維持管理

現状・課題

- ・公共施設の再編については、多摩市行財政診断白書で「他市に比べ高い整備水準」「今後膨大な維持管理経費が必要になる」などの分析を行ないましたが、具体的な対応には至っていません。
- ・ニュータウン開発とあわせて、全市的に急速に整備されてきた公共施設群の老朽化はより一層進んでいることから、維持可能な適正な公共施設のあり方を踏まえ、早急に具体的な行動計画を策定し、公共施設の再編を行なう必要があります。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	公共施設の適正配置	市トータルな視点から、庁舎、複合施設、福祉施設等の今後の配置のあり方の検討を行い、再編を進めていきます。 また、廃止した公共建築物については、有効活用を図ります。	企画課 関係課
②	ストックマネジメント* ⁸ の推進	長期にわたり公共建築物を有効活用するための保全に関する基本的な方針を定め、データの集積・分析を行いつつ、適切な維持保全及びライフサイクルコスト* ⁹ の削減を図ります。また、道路や公園など都市基盤の分野についても、同様の取り組みを進めます。	営繕課 関係課

(3) 外郭団体の指導監理の徹底

現状・課題

- ・外郭団体に対する補助金等の財政支援については、再構築プランにおいて、一定の見直しを実施しました。
- ・各団体による財務諸表類の情報公開については進みつつありますが、インターネットによる公表など、より積極的に市民に対して説明責任を果たしていくことが求められています。
- ・各団体を取り巻く社会環境の変化の中で、その存在意義を絶えず問い直しつつ、適切に対応できるよう、団体の自立性を高めていくとともに市民サービスの充実を図っていく必要があります。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	外郭団体の経営改善に向けた情報公開の促進	各団体による経営改善に関する自己評価の実施を促すとともに、評価結果の市民への公表を促進します。	企画課 関係課

※外郭団体とは、市が出資（出捐を含む。）又は財政支援若しくは人的支援を行っている団体をいいますが、本計画では多摩市外郭監理団体等指導監理要綱（平成 15 年多摩市告示第 302 号）に基づき市が指導監理又は関与する団体（次ページ参照）を指します。

【市が指導監理又は関与する外郭団体】

区分		団体名（所管部署）
監理団体	市が基本財産又は資本金（以下「基本財産等」という。）の50パーセント以上を出資（出捐を含む。以下同じ。）している団体で、市が継続的な財政支援又は職員派遣等の人的支援を行っている団体で、次に掲げるもの。	財団法人 多摩市文化振興財団（生活文化課） 社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会（地域福祉課） 多摩市土地開発公社（総務契約課）
準監理団体	市が基本財産等の25%以上を出資している団体（監理団体を除く。）で、市が継続的な財政支援又は職員派遣等の人的支援を行っている団体で、次に掲げるもの。	財団法人 多摩都市交通施設公社（道路交通課）
確認団体	市が基本財産等の25%未満を出資している団体で継続的な財政支援若しくは職員派遣等の人的支援を行っている団体で、次に掲げるもの。	社団法人 多摩市シルバー人材センター（高齢福祉課） 株式会社 多摩都市モノレール（道路交通課）
その他出資団体	市が基本財産等に出資している団体で、次に掲げるもの。	株式会社 多摩テレビ（情報推進課） エフエム多摩放送 株式会社（情報推進課） 東京グリーンシステムズ 株式会社（障害福祉課）

（４）歳入確保

現状・課題

- ・市税の徴収率は、再構築プランにおける徴収対策チームの設置などにより、26市でも高い水準となっています。一方で、三位一体の改革における税源移譲に伴い、地方税の重要性は一層増しており、引き続き納付しやすい環境づくりを進め、税負担の公平性を確保することが求められています。
- ・保育料、介護保険料、学校給食費等の納付についても、適正な負担によるサービスの維持向上を確保することが求められています。
- ・公共施設などの行政財産については、撮影場としての活用についての相談も寄せられていますが、歳入確保につながる制度とはなっていません。有効活用方策の検討とPRが必要です。
- ・市が発行する各種の媒体への有料広告の掲載など、新たな歳入確保策についても検討していく必要があります。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	税等の納付環境の整備	税等に関する正しい理解を得ることで、納税者等が自ら適正な申告と納税等を行う基盤を築くことをねらいとして制度に関する広報の充実を図るとともに、電子収納など納付しやすい環境の整備を図ります。	会計課 課税課 納税課 関係課
②	普通財産の処分・活用	土地開発公社から買い取った用地について、処分を含め多様な活用について検討します。また、未利用状態にある普通財産や赤道 ^{*10} 等の処分を推進します。	総務契約課
③	行政財産の有効活用	各種の公共施設について、市民利用への影響を考慮した上で、撮影やイベント等の場としての有料貸し出しを図ります。	関係課
④	公式ホームページ等への広告の掲載	市が発行・配布する印刷物や封筒など各種の媒体への有料広告の掲載や公式ホームページへのバナー広告 ^{*11} の掲載を更に進めます。	関係課

2. 組織・業務の改善

複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、サービスをより効果的・効率的に提供していくためには、前例にとらわれず、仕事のやり方を抜本的に見直していくことが必要です。「行政の守備範囲を踏まえつつ、より機動的かつ効果的に市民サービスを提供していくためには、それぞれの部門が何をすればよいか？」という観点から、現状や課題を踏まえながら、以下の取り組みを進めます。

(1) 組織改革と庁内権限委譲

現状・課題

- ・次長制や課長補佐制の廃止など、縦の階層については、スリム化・フラット化^{*12}の観点から、一定の見直しを進めてきました。一方、多様化・複雑化する行政課題に、迅速かつ的確に取り組み、横断的な対応を可能とする体制の整備が一層求められています。
- ・収入枠配分の導入をはじめましたが、各部のインセンティブ（動機付け）が働く仕組みとしては、より一層の改善が必要です。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	組織のフラット化と弾力的運営	多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部課長等に決裁権限などの委譲を図るとともに、グループ制の導入を推進します。また、繁忙期などに柔軟に対応できるように、課を超えて部内における応援体制を可能とする制度を確立します。	企画課 人事課
②	部や施策別の予算配分	所管部の責任と権限を更に強化することで、各部の経費削減等のインセンティブ（動機付け）がより一層働く予算配分の仕組みを構築します。また、庁内での横断的な連携強化を図ることで、施策別の予算配分の仕組みについても検討します。	財政課

(2) 業務の効率的な執行

現状・課題

- ・市民ニーズの多様化や各種の制度改正に伴い、業務執行における一層の効率化及び業務の再編が求められています。
- ・IT 技術の進展により、仕事のやり方にも変化が生じています。業務の効率的な執行という観点からも、平成14年10月に導入した総合事務管理システムの見直しを図るとともに、より効果的に活用していくことが求められています。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	事務の集中化・分散化	各部門で処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図ります。また、その反対に、公式ホームページへの情報掲載など、現在一箇所で集中的に処理している業務のうち、各部門で処理した方が効率的なものについては、分散化を図ります。	企画課 各課
②	情報の集積・共有	各部門で作成した調査・研究や各種データを有効に活用するため、グループウェア*13でのデータの集積・共有のガイドラインを作成します。また、担当業務（仕事）の内容や進捗状況を文書や図で可視化し、柔軟な職員配置や事務引継ぎに活用するなど、課内での情報共有も推進します。	企画課 各課

(3) 市民サービスの向上

現状・課題

- ・市の全ての業務の基本は、市民満足を高めることであり、それぞれの業務について、絶えず市民サービスの向上の観点から見直しや改善が必要です。
- ・市民サービスの向上のために平成14年に職員で作成した「目指せ3S窓口」については、改めて組織的な位置づけを行ない、取り組みを推進していく必要があります。
- ・市民からの電話による問合せに対し、コールセンターを設置し対応している自治体なども見られるようになってきました。
- ・IT技術の進歩により、各種の行政手続きの電子化が進んでいることから、時代の要請に対応したサービス提供手法の検討が必要となっています。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	3S窓口の推進	Smile（笑顔）、Speed（迅速）、Sincerity（誠実）に基づいた「3S窓口」を引き続き推進します。なお、推進にあたっては、あいさつの徹底や、お客様アンケートの実施など重点的に取り組む事項を定め、成果が目に見えるように努めます。また、市民からの各種の電話問合せに対し、迅速かつ均質な対応を図るための仕組みを、他自治体の事例研究を行いながら検討します。	企画課 人事課 各課
②	行政手続きの電子化	市民の利便性を考慮し、費用対効果を見極めながら、粗大ごみの収集受付、市税等の申告、市税や施設使用料の納付等の各種行政手続きの電子化を順次推進します。	各課

3. 意識改革・風土改革

地方分権の時代において、自立した自治体としての選択と責任に基づき、私たちのまちの自治を豊かに育むためには、「多摩市自治基本条例」の理念と行動原則に基づき、市民とともに考え協力し、行動する職員が求められています。

また、多摩ニュータウン開発に伴い多数採用された職員の退職が進んでいく中、限られた職員数で、複雑化、高度化する行政課題に対応していくには、職員一人ひとりが高い能力や知識を身に付けるとともに、その意識を共有化し、組織としての総合力を発揮できる風土をつくることが重要です。

「職員一人ひとりが、豊かな地域サービスの創造と、組織の効率化に率先して取り組むためには、何をすればよいか？」という観点から、現状や課題を踏まえながら、以下の取り組みを進めます。

(1) 人財育成

現状・課題

- ・多摩市自治基本条例が施行されてから2年経ち、市民の参画を得る手法については定着しつつありますが、引き続き職員の協働への理解を深め、更に実践を積み重ねていく必要があります。
- ・職員が自主的に地域で市民とともに活動し、市民とのコミュニケーションを図ることにより、市役所への親しみや信頼感を増す取り組みが求められています。
- ・「人財育成基本方針」において「高い目標に挑戦し、実現・達成できる職員」という目指すべき人財像が示されていますが、一人ひとりの職員が知識や能力を高め、それを組織の力にしていく必要があります。
- ・管理職を対象として、人事評価制度の試行に取り組んでいます。
- ・昇任試験制度は、平成16年度に受験資格の拡大などの見直しを行ないましたが、依然受験率が高くない状態が続いています。
- ・職員の給与制度については、国の公務員給与と改革などの社会経済情勢変化を踏まえ、情勢に適応したものとなるよう必要な見直しを行うとともに、一層の公正性、透明性を高めていく必要があります。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	自治基本条例の定着	自治基本条例の定着を図るため、手引きの改善を行ない、組織内に浸透させるとともに、市民協働研修など、市民と良好な関係を築いていくために必要なコミュニケーション能力、総合調整能力等を育成するための研修を実施します。また、実践を通して自治基本条例の精神が具体化できるよう、市民と職員がともに行動する機会を増やします。	企画課 人事課 各課
②	職員の能力開発	「高い目標に挑戦し、実現・達成できる職員」の育成を目指します。具体的には、各職場や職層ごとに求められる能力を向上し、知識を深めるための研修体制の適宜見直し、また中堅・ベテラン職員を中心に内部講師を育成し、職員の能力の活用と継承を図ります。	人事課 各課
③	人事制度の見直し	管理職を対象として試行として行ってきた人事評価制度の全庁的な実施に向け、検討を行います。また、職員の意識・価値観の多様化の中にあっても、職員が意欲を持って受験するような昇任試験制度の改革に取り組みます。	人事課
④	給与制度の見直し	多摩市の給与制度の状況や制度の実態を踏まえながら、基本的な給与の仕組みは、国等の見直しと制度の整合性の保持に努めます。あわせて、人件費総額の抑制を考慮しつつ、職員のインセンティブ（動機付け）の働く制度を検討します。	人事課

(2) 活力ある職場づくり

現状・課題

- ・多数の職員の退職を控え、これまで職員一人ひとりが蓄積してきた知識や経験、技術を確実に引き継いでいく必要があります。
- ・職員一人ひとりの知識の蓄積に向けた研修等は行なわれていますが、「学び、協力し合う」という観点からのコミュニケーションが求められています。
- ・団塊の世代の定年による一斉退職等への対応として、新規採用職員の計画的な雇用と、多様な任用制度の活用が一層重要となっています。
- ・業務環境の変化や職員の平均年齢の上昇により、健康に問題を抱える職員が増加しており、職員の健康保持・増進対策が大きな課題の一つとなっています。
- ・超過勤務の削減は、対前年度比 14.8%増（17 年度実績）となっており、再構築プランで目標とした対前年度比 10%減から大きく乖離しています。

対応策

No.	取組事項	内容	推進部署
①	職場内コミュニケーションの充実	組織の総合力の発揮の前提となる職場内のコミュニケーションの充実を図ります。また、「学び、協力し合う職場風土」を構築するために、職場内研修の励行や管理・監督職を中心とした取り組みも推進します。	各課
②	多様な任用制度の導入	従来から進めている一般職の再雇用・再任用制度、非常勤一般職制度など、多様な任用制度を活用するとともに、必要な新規採用も行い、定年退職による職員減への対応及び職場の活性化を図ります。	人事課
③	職員の健康の保持・増進	健康相談や健康指導の充実を図るとともに、ノー残業デーの徹底、事務分担の再検証、勤務時間制度の柔軟な活用などにより、時間外勤務の削減を図り、職員の健康の保持・増進に努めます。	人事課 各課

資 料

【成果指標の考え方について】

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標として「経常収支比率」があります。

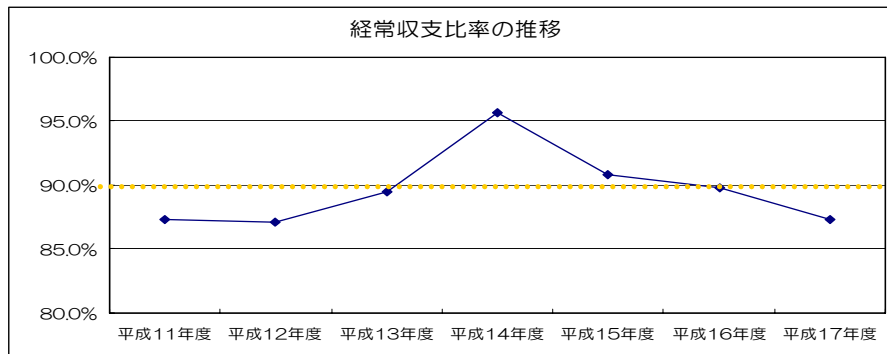
平成14年度には95%を超えていた本市の経常収支比率は、多摩市行財政再構築プランの取り組みによる効果もあり、17年度には87.3%まで改善しましたが、社会保障費等の扶助費の増加などが見込まれる中では、依然として予断を許さない状況です。

経常収支比率は、一般的には70~80%以下が望ましいとされていますが、全国的な財政比較の区分として用いられる普通会計決算ベースで、平成16年度の多摩地域26市の平均は92.0%となっており、90%を超える市が16市となるなど、各市とも厳しい状況が続いています。基盤整備が一定程度進んだ都市にあっては、経常収支比率は高めになる傾向がありますが、その中で本市では平成16年度以降90%以下の水準を保っており、引き続き90%以下を目標として取り組みます。

【経常収支比率の推移】

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
経常収支比率	87.3% (88.2%)	87.1% (88.3%)	89.5%	95.7%	90.8%	89.8%	87.3%

※ ()内は、減税補てん債、臨時財政対策債の発行額を分母に加えない場合の数値である。



【目標値】
各年度
90%以下

(2) 公債費負担比率

経常収支比率と同じく、財政構造の弾力性を判断する指標に「公債費負担比率」があります。

市の借金である市債残高は335億8千万円(16年度決算。多摩地域26市平均355億2千万円、類似都市平均402億5千万円)と他市に比べれば少なく、公債費負担比率も8.9%(17年度:9.0%)と適正な水準です。

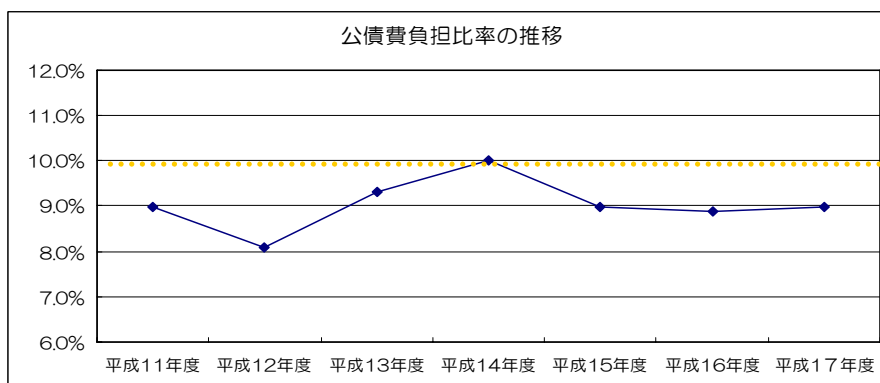
しかしながら、債務負担行為翌年度以降支出予定額といわれる実質的な借金(148億1千万円)をあわせた本市のトータルな債務残高は約483億9千万円となっています。

公債費負担比率は、一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号とされています。将来債務を少なくし、「次世代に負担を残さない」という姿勢を持って取り組むことが必要なことから、これまでの推移を踏まえ、今後も引き続き10%以下を目標として取り組みます。

ただし、後年度負担を軽減するための繰上償還等の財務体質改善策を実施する場合は、特殊要因として例外とします。

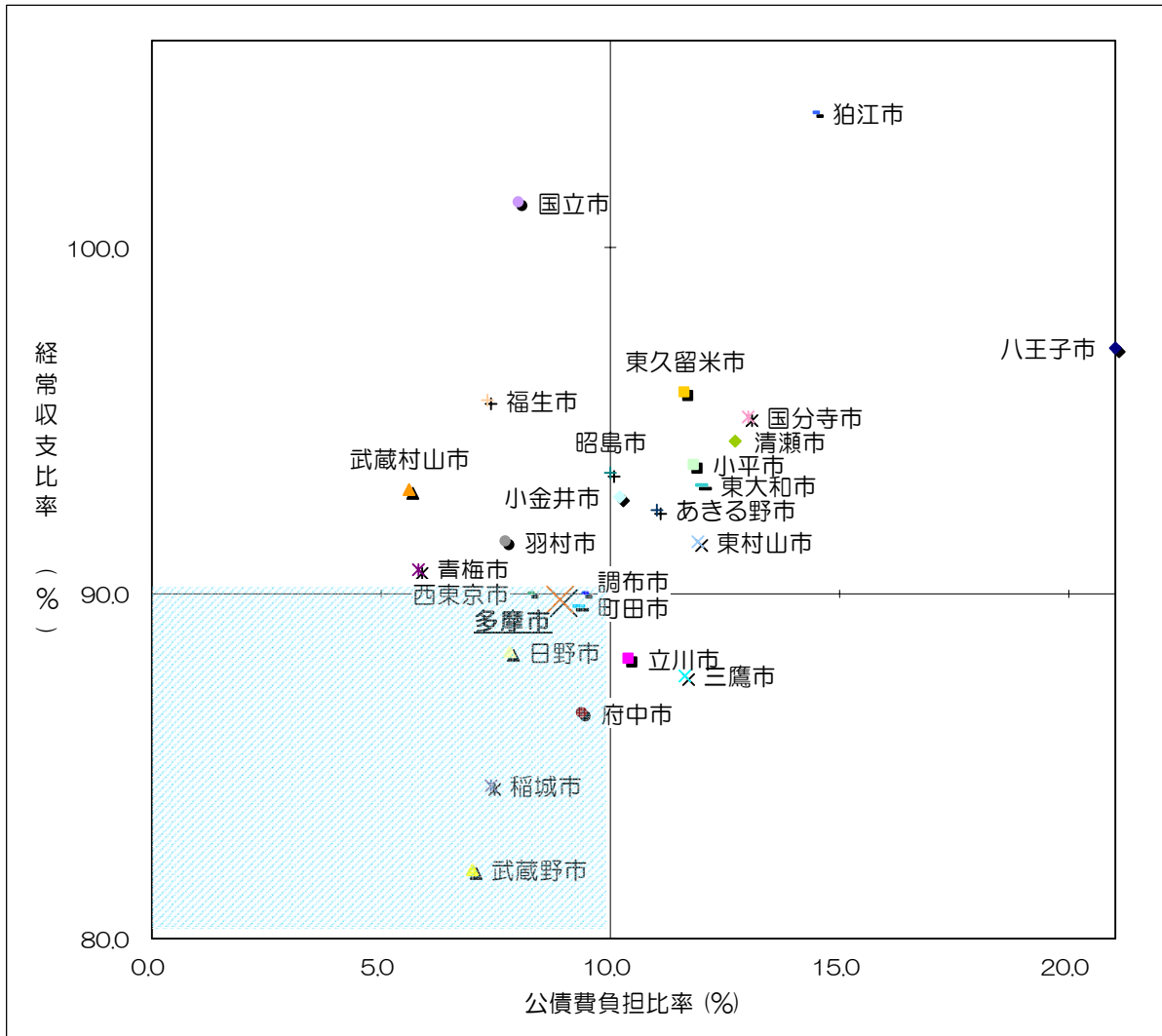
【公債費負担比率の推移】

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
公債費負担比率	9.0%	8.1%	9.3%	10.0%	9.0%	8.9%	9.0%

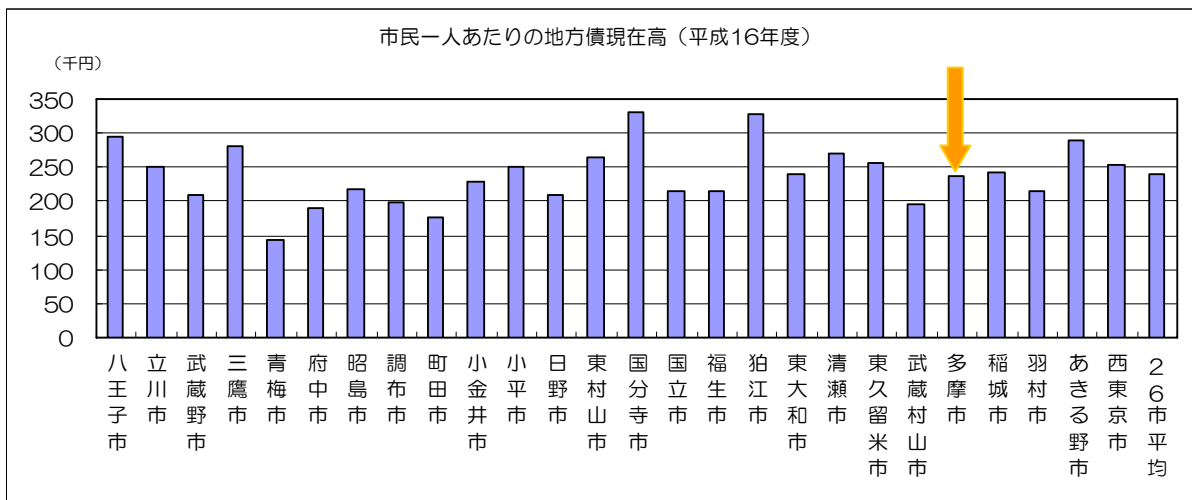


【目標値】
各年度
10%以下

【参考】多摩地域 26 市の経常収支比率・公債費負担比率の状況（平成 16 年度決算）



【参考】市民一人あたりの地方債現在高（平成 16 年度決算）



(3) 職員総数

本市ではこれまででも事務事業の見直し、外部委託の活用を進めてきたほか、平成16年度から18年度にかけて、厳しい財政状況に対応するための緊急的な対応として新規職員採用の凍結などを実施してきたことなどにより、平成11年から平成18年までの7年間で職員総数を90人(9.2%)削減してきています。

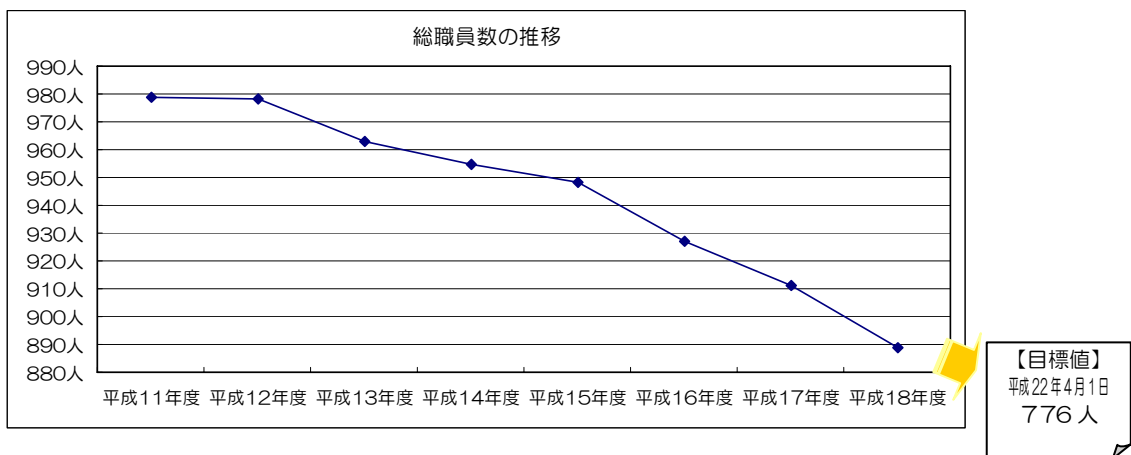
今後、ニュータウン開発に伴い多数採用された職員の一齐退職が始まりますが、新たな支え合いの仕組みの構築を図りながら、引き続き組織の見直しや事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、外部委託の推進などをより積極的に活用し、総務省が示している地方公務員全体での純減目標である4.6%を上回る数値目標として、平成22年4月1日における職員総数776人(対平成17年4月1日との比較で14.8%削減)を目標とします。

なお、この目標値については、制度改正や国や都からの事務移管等の長期的な要因を見込んでいない数値です。

【職員総数の推移】

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員総数	979人	978人	963人	955人	948人	927人	911人	889人
増減数	—	▲1人	▲15人	▲8人	▲7人	▲21人	▲16人	▲22人

※ 各年度4月1日現在。なお、数値には地方自治法第252条の17の派遣を除く、その他派遣、教育長及び休職者を含みます。



(4) 一般行政職・税務職一人あたり人口

人口規模が異なる各市との職員数の比較という点では、(3)に掲げた職員総数をもとにした「職員1人あたり人口」という考え方があります。しかしながら、職員総数には、多摩市では採用していない消防職や医師職などの専門職が含まれている市もあり、単純には比較できない側面があります。そこで、各市に共通する職種で比較可能な一般行政職と税務職一人あたり人口を指標とします。

本市の職員一人あたり人口は158人(平成17年4月1日現在。多摩地域26市平均144人、類似都市平均151人)と他市よりも高い数値となっていますが、一般行政職・税務職一人あたり人口でみると、学童クラブや図書館、公民館に手厚い職員配置を行なっていることから、193人(17年4月1日現在。多摩地域26市平均219人、類似都市平均227人)と他市よりも低い数値となっています。

そこで、平成22年4月1日における一般行政職・税務職一人あたり人口を232人とすることを目標とします。

なお、目標値については、職員総数同様、制度改正や国や都からの事務移管等の要因を見込んでいない数値です。

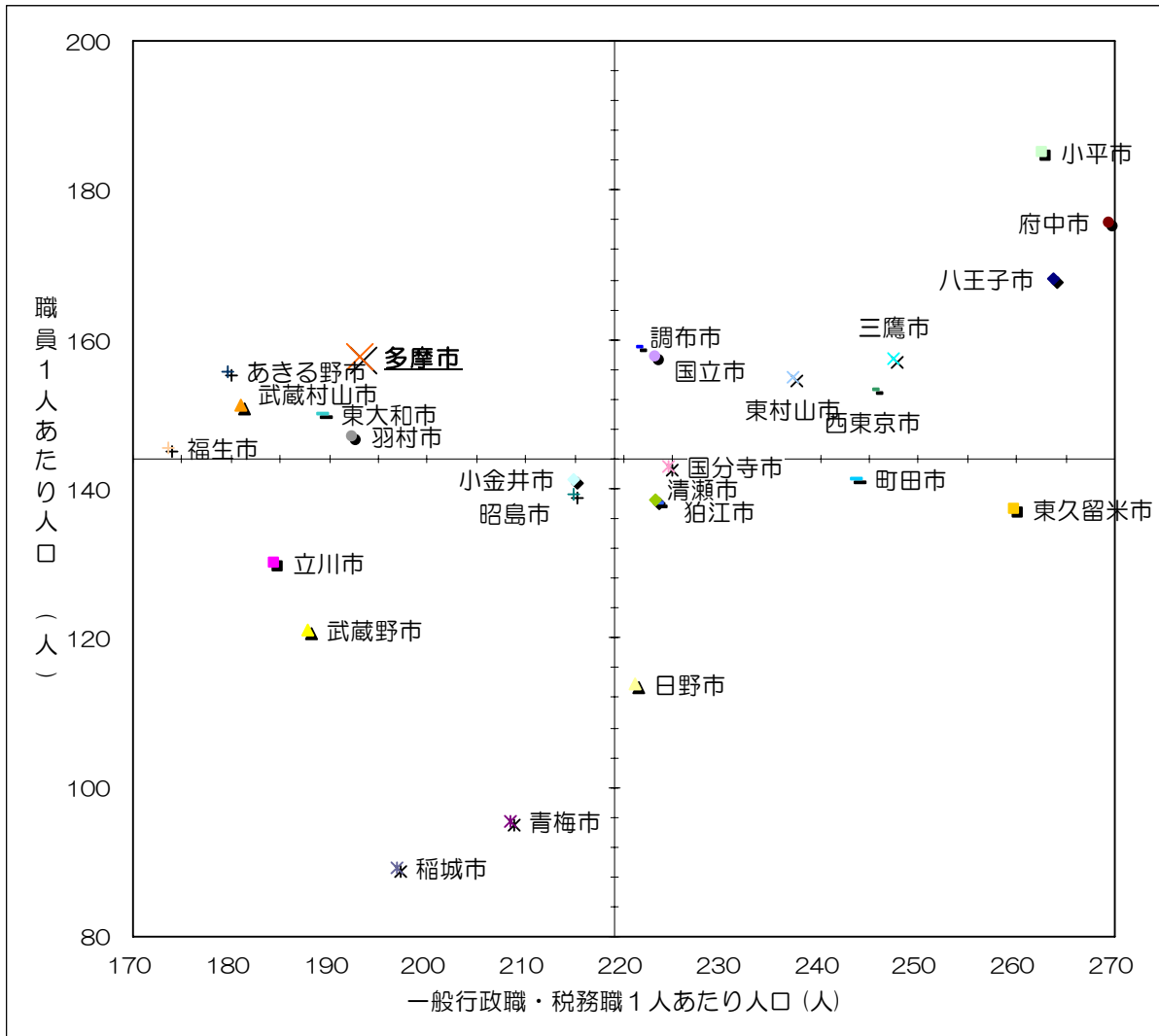
年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
一般行政職・税務職一人あたり人口	177人	197人	184人	184人	185人	189人	193人	199人

※ 各年度4月1日現在。

※ 人口は住民基本台帳人口(外国人登録含む)

【目標値】
平成22年4月1日
232人

【参考】職員1人あたり人口の多摩地域26市の状況（平成17年4月1日現在）



(5) 市政についての満足度

本市では、第28回市政世論調査から、各施策に対する満足度を「満足」から「不満」までの5段階に分けて調査するとともに、それらを客観的に比較するため、これを点数として数値化しています【注】。

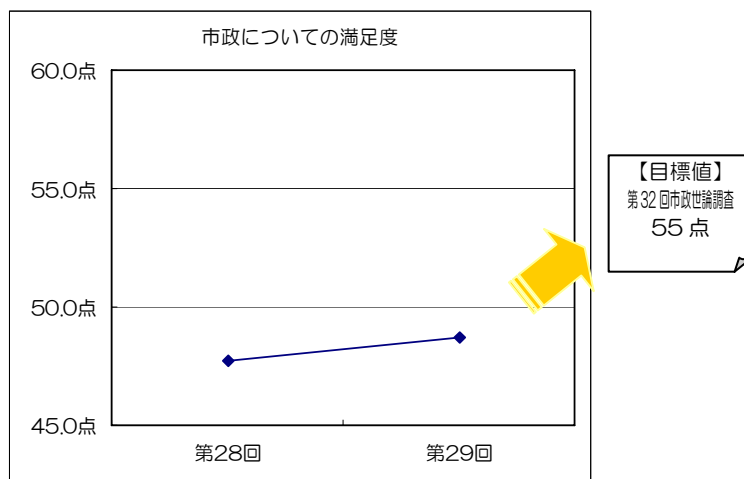
また市政世論調査では、それら数値化した施策毎の満足度の平均点を算出していますが、本計画ではこの平均点を「市政についての満足度」と捉えることとします。

過去2回の「市政についての満足度」は、第28回が47.7点、第29回が48.7点となっていますが、今後は、中間点となる50点を上回る目標として、55点を目標とします。

【注】 施策毎の満足度の計算式

◎ 施策毎の満足度 = [点数 × 回答者数] の合計 ÷ [総回答者数 - 無回答者数]

(「満足」 = 100点、「やや満足」 = 75点、「普通」 = 50点、「やや不満」 : 25点、「不満」 : 0点)



【参考】 過去2回の調査結果 (上位3施策 / 下位3施策の得点)

	第28回	第29回
上位1位	水辺・公園・緑地 などの環境整備 61.1	自然環境の保全 57.7
上位2位	自然環境の保全 59.8	下水道の普及促進 57.7
上位3位	下水道の普及促進 59.4	水辺・公園・緑地 などの環境整備 57.7
	⋮	⋮
平均	平均 47.7	平均 48.7
	⋮	⋮
下位3位	防犯対策 (安全安心 まちづくり対策) 41.3	防犯対策 (安全安心 まちづくり対策) 44.8
下位2位	放置自転車対策 41.0	高齢者福祉対策 44.7
下位1位	地域経済の活性化 38.5	地域経済の活性化 43.1

【用語解説】

No.	用語	解説
1	経常収支比率 【けいじょうしゅうしひりつ】	財政構造の弾力性を示す指標。経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源の総額に対する割合で表される。一般的に 70～80%が望ましいとされているが、基盤整備が一定程度進んだ都市は高い数値になる傾向があり、多摩地域 26 市でも 90%を超える自治体が 16 団体（平成 16 年度決算）となっている。
2	公債費負担比率 【こうさいひらたんひりつ】	公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、一般的に 15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれている。
3	地方分権一括法 【ちほうぶんけんいっかつほう】	地方分権推進委員会の5次にわたる勧告を受け、「国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化」「機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成」「国の関与等の抜本的見直し」「権限委譲の推進」「必置規制の見直し」「地方公共団体の行政体制の整備・確立」などを趣旨として地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち改正が必要なもの475本の法律の改正部分を1本の法律として改正したもの。平成11年7月に成立し、平成12年4月1日から施行された。正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。
4	三位一体の改革 【さんみいつたいのかいかく】	国が補助事業などの権限と財源を地方に移し、全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて、住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供するための改革。「国庫補助負担金の改革」・「国から地方への税源移譲」・「地方交付税の見直し」の「三つの改革」を同時一体的に行うことから、「三位一体の改革」とされる。
5	指定管理者制度 【していかんりしゃせいど】	多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。
6	アダプト制度 【あだぷとせいど】	ボランティアとなる市民の方や市民団体、企業、大学などが、公共の場所の一定区画（公園・花壇・道路など）を養子とみなし、里親となって緑化や美化清掃活動等を行い、行政はこれを支援する仕組み。市民と行政がお互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで地域の美化を進めるもの。
7	市民協力員 【しみんきょうりょくいん】	自治基本条例に基づく「事業実施への市民参画」の一環として、市民に有償ボランティアとして市政運営に参加してもらう仕組み。東京都議会議員選挙（平成17年7月3日執行）の期日前投票から実施している。雇用関係である臨時職員とは違い、市民の視点でのアイデアや発想による提案等ができることが特徴。
8	ストックマネジメント 【すとくまねじめんと】	既存施設を有効（効率的・効果的）に活用するための体系的な手法のこと。
9	ライフサイクルコスト 【らいふさいくるこすと】	建築物などの施設維持及び運営にかかるコストの総計。
10	赤道 【あかみち】	一般的には、法定外公共物の一種で、道路法の適用（準用）を受けない道路のことをいう。従来、所有者は国（国土交通省）で、財産としての管理は都、維持・修繕などの機能的な管理は各市町村が行ってきたが、法定外公共物は地域に密着したものであることから、財産の管理も一体として市町村が行うのが適当との理由により、機能を有するものについては平成12年に改正された国有財産特別措置法に基づき、段階的に国から各市町村へ譲与が進められた。同様のものとして河川法の適用（準用）を受けない水路である「青道」がある。
11	バナー広告 【はな-こうこく】	インターネット広告の一種。ホームページから広告主のホームページに直接移動させる細長い帯状の広告画像のこと。
12	組織のフラット化 【そしきのひらつとか】	階層数の少ない組織で、組織メンバーが自らの仕事をこなしつつ他の部門への協力的な活動も行なおうというもの。組織の機動性を発揮し、新たな行政課題や市民のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる利点がある。
13	グループウェア 【ぐる-ぶうえあ】	企業や組織内の LAN を活用した情報共有のためソフトウェアの総称。業務の効率化を図るため、LAN に接続されたコンピュータ（のユーザー）同士で情報の交換や共有ができるようになってきている。電子メール機能、特定のテーマについて議論を行なうための電子会議室機能、グループ全体に広報を行なう電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能などがある。

印刷物番号

18-41

多摩市経営改革推進計画

～「戦略プラン」の推進のために～

平成19年2月発行

編集・発行

〒206-8666

東京都多摩市企画政策部企画課

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL042(338)6813